

令和4年度第45回総代会議案書

期 日 令和5年3月23日
場 所 さくら湖自然観察ステーション

三 春 町 土 地 改 良 区

令和4年度第45回総代会次第

令和5年3月23日（木）

午後7時

さくら湖自然観察ステーション

1. 開 会
2. 理事長あいさつ
3. 議長選出
4. 議事録署名人選出
5. 議 事
6. 閉 会

三春町土地改良区第45回総代会付議案件

- 報告第1号 令和4年度中間事業報告について
- 議案第3号 令和4年度一般会計補正予算について
- 議案第4号 三春町土地改良区畑地化協力金徴収規程の制定について
- 議案第5号 令和5年度賦課金の賦課徴収について
- 議案第6号 令和5年度決済金の賦課徴収について
- 議案第7号 令和5年度畑地化協力金徴収について
- 議案第8号 令和5年度一般会計予算について
- 議案第9号 令和5年度一般会計の一時借入について
- 議案第10号 歳計現金預入先について

報告第1号 令和4年度中間事業報告について

令和4年度の中間事業実施状況について、下記のとおり報告する。

令和5年3月23日提出

三春町土地改良区理事長 坂本 浩之

令和4年度 事業報告書

令和5年1月31日調製

三春町土地改良区

第1 地区及び組合員の状況

1 地区 総面積 392.2 ヘクタール

事業別	年度別地積	前年度末地積	本年度末地積	比較増減	本年度賦課地積
田		82.6	82.6	0.0	82.6
畑		309.9	309.6	△ 0.3	309.4

2 組合員 総数 517 名

選挙区別	年度別員数	前年度末	本年度末	比較増減	附記
第一区 過足		47	47	0	
第二区 西方		33	32	△ 1	相続放棄(H30)
第三区 斎藤		49	49	0	
第四区 沼沢		33	32	△ 1	売買により組合員資格喪失
第五区 鷹巣		121	120	△ 1	贈与と地区除外により組合員資格喪失
第六区 貝山		78	77	△ 1	相続放棄(R2)
第七区 込木		37	37	0	
第八区 滝		36	36	0	
第九区 柴原		22	22	0	
第十区 樋渡		23	22	△ 1	相続放棄(H24)
第十一区根本・蛇石		14	14	0	
第十二区狐田		29	29	0	
合計		522	517	△ 5	

※令和4年度より、相続放棄となった場合『賦課地積』『組合員数』から除かれます。(『地積』の変更はありません。)

第2 事業の状況

1 土地改良施設の維持管理の状況

(1) 用水補給の状況

本年度の揚水機場の運転状況は、前期は高気圧に覆われ、晴れた日が多かったため、昨年度に比較してポンプの運転時間が微増となった。また、後期は8月上旬から中旬にかけて前線や湿った空気の影響を受けやすかったため月降水量がかなり多くあったが、昨年度に比較して運転時間は、増となった。全体的には、地区内の土地へ比較的順調に配水することができた。

4年度 揚水機場ポンプ運転状況

右岸揚水機場（西方）

左岸揚水機場（滝）

月別	運転日数	運転時間	使用電力量	備考	運転日数	運転時間	使用電力量	備考
4月	30日	67.6時間	5,287KW		30日	39.8時間	4,078KW	
5月	31日	102.2時間	37,122KW		31日	90.3時間	14,075KW	
6月	30日	78.7時間	28,767KW		30日	50.0時間	13,762KW	
7月	31日	68.7時間	27,021KW		31日	43.9時間	10,867KW	
8月	31日	83.0時間	31,680KW		31日	35.6時間	9,366KW	
9月	30日	32.8時間	19,474KW		30日	20.9時間	7,040KW	
10月	31日	12.0時間	11,555KW		15日	9.8時間	6,208KW	
合計	214日	445.0時間	160,906KW		198日	290.3時間	65,396KW	

(2) 維持管理の状況

ア 用水路の維持について

用水路の維持については、例年どおり、幹線・支線水路は本区職員による直営又は請負により実施し、ファームポンド施設については、地元役員・総代等の協力を得て、清掃、草刈等を実施した。

イ ポンプ施設等について

ポンプ施設等については、例年どおり配水開始前に各揚水機場を点検整備し、用水の円滑な送水確保に努めた。また、維持管理事業についても、補助金を導入して計画的に工事を実施すべく、土地改良施設維持管理適正化事業に加入している。

なお、実施した主な補修・改善工事は次のとおり。

①右岸揚水機場：超音波流量計修繕一式

2 土地改良事業工事の施行状況

工事名	事業費	工事場所	契約工期	工事内容	請負業者名
第0401号 右岸超音波流量計修繕工事	7,348,000 未払	西方字石畑 右岸揚水機場	R4.4.1 ～5.3.31	右岸超音波流量計修繕一式	東北機電工業株式会社
第0402号 1-1-1FP末端配管漏水修繕工事	127,600	西方字浮貝地内	R4.4.28 ～4.5.31	末端配管の漏水修繕	有限会社 信和創建
第0403号 1-5FP末端配管漏水修繕工事	106,700	過足字上過足地内	R4.4.28 ～4.5.31	末端配管(配管撤去・取付)の漏水修繕	有限会社 信和創建
第0404号 2-7FP応急漏水修繕工事	177,100	込木字仲ノ内 ファームポンド	R4.4.28 ～4.5.31	目地充填(応急)	有限会社 信和創建
第0405号 2-3FPネットフェンス修繕工事	407,000	鷹巣字流田 ファームポンド	R4.8.19 ～4.11.30	ネットフェンス修繕	株式会社 榎本組
第0406号 1-1-1FP漏水修繕工事	385,000	西方字浮貝 ファームポンド	R4.9.30 ～4.11.30	防護コンクリートの漏水修繕	有限会社 信和創建
第0407号 2-6FP漏水修繕工事	495,000	貝山字佐藤六 ファームポンド	R4.9.30 ～4.11.30	目地補修の漏水修繕	有限会社 信和創建
合計	9,046,400				

第3 事務の経過

1 総代会の開催及び議決状況の概要

年月日	区分	開催場所	出席者数	付議事項
令和4年 7月14日	臨時	さくら湖自然 観察ステーション	48 (書面26名含)	令和3年度事業報告、決算及び財産目録の承認について。47名満票で承認可決。

2 理事会の開催及び議決状況の概要

年月日	区分	開催場所	出席者数	付議事項
令和4年 6月24日	第1回	さくら湖自然 観察ステーション	13 監事3	令和3年度事業報告・決算及び財産目録の承認・財務状況の公表、令和4年度臨時総代会開催について。13名満票で承認可決。
11月15日	第2回	さくら湖自然 観察ステーション	13 監事3	検査指摘事項改善措置、工事・災害復旧工事、補正予算(第1回)について。13名満票で承認可決。
令和5年 1月20日	第3回	さくら湖自然 観察ステーション	11 監事3	本年度賦課金の徴収状況、令和5年度経常賦課金の改正、令和5年度土地改良施設維持管理適正化事業(第47期生)取扱基準の承認について。11名満票で承認可決。

3 監事会の開催及び議決状況の概要

年月日	区分	開催場所	出席者数	付議事項
令和4年 6月8日	第1回	三春町役場 2階会議室	3 理事2	令和3年度事業実施及び決算監査の結果について。3名満票で承認可決。
11月8日	第2回	三春町役場 2階会議室	3	補正予算(第1回)について。3名満票で承認可決。

第4 経理の状況

1 一時借入金 なし

2 賦課金の納入及び滞納状況

賦課金種目	年度	調定額	徴収済額	未収額	徴収率
経常賦課金	令和4年度	8,484,911	8,389,045	95,866	98.87%

令和4年度 中間監査報告書

本日、三春町土地改良区定款第24条第1項の規定に基づき、令和4年度における土地改良区の業務及び財産状況について中間監査を実施いたしましたところ、土地改良区の業務運営及び事業について適正に執行されていることが認められました。

また、会計経理に関しても現金預金出納帳、収支整理簿等の関係書類は、三春町土地改良区諸規定に基づき適正に処理されており、現金出納処理は適正であることが認められましたので報告します。

三春町土地改良区

理事長 坂本 浩之 様

令和5年2月15日

三春町土地改良区 総括監事

柳 沼 孝

監 事

大 内 大 利

監 事

嶋 卓 美

議案第3号 令和4年度一般会計補正予算について

令和4年度一般会計補正予算（第1回）（第2回）を理事会で専決処分したため、三春町土地改良区規約第40条第1項に基づき総代会の承認を求める。

令和5年3月23日提出

三春町土地改良区理事長 坂本 浩之

令和4年度 補正収支予算書

収入 一般会計

(単位：円)

科 目	当初予算額	第1回 補正予算額	第2回 補正予算額	比 較		附 記
				増	減	
1 土地改良事業収入	11,116,000	11,116,000	11,279,000	163,000		
經常賦課金収入	8,485,000	8,485,000	8,485,000			
經常賦課金収入	8,485,000	8,485,000	8,485,000			
特別賦課金収入						
特別賦課金収入						
転用決済金収入	1,000	1,000	164,000	163,000		
転用決済金収入	1,000	1,000	164,000	163,000		
負担金収入	2,630,000	2,630,000	2,630,000			
負担金収入	2,630,000	2,630,000	2,630,000			
2 附帯事業収入	17,000	17,000	17,000			
他目的使用料収入	16,000	16,000	16,000			
他目的使用料収入	16,000	16,000	16,000			
手数料収入	1,000	1,000	1,000			
手数料収入	1,000	1,000	1,000			
3 特定資産運用収入	1,000	1,000	1,000			
特定資産利息収入	1,000	1,000	1,000			
特定資産利息収入	1,000	1,000	1,000			
4 補助金等収入	5,243,000	9,616,000	9,616,000	4,373,000		
助成金等収入	5,243,000	9,616,000	9,616,000	4,373,000		
助成金等収入	5,243,000	9,616,000	9,616,000	4,373,000		人件費相当4,484,000 (当初1,821,000+補正 2,663,000)、電力等価 格高騰1,710,000、流量 計修繕1,986,000、適正 化拠出金1,436,000
5 寄附金収入	1,000	1,000	1,000			
寄付金収入	1,000	1,000	1,000			
寄付金	1,000	1,000	1,000			
6 雑収入	213,000	213,000	213,000			
受取利息配当金収入	2,000	2,000	2,000			
受取利息	1,000	1,000	1,000			
受取配当金	1,000	1,000	1,000			
過年度収入	210,000	210,000	210,000			
長期經常賦課金	100,000	100,000	100,000			
長期特別賦課金	110,000	110,000	110,000			
過怠金収入	1,000	1,000	1,000			
過怠金収入	1,000	1,000	1,000			
その他雑収入						
雑収入						
7 特定資産取崩収入	6,815,000	9,514,000	9,514,000	2,699,000		
特定資産取崩収入	6,815,000	9,514,000	9,514,000	2,699,000		
財政調整積立資産取崩収入	6,797,000	9,496,000	9,496,000	2,699,000		
職員退職給付引当積立資産取崩収入	1,000	1,000	1,000			
転用決済金積立資産取崩収入	17,000	17,000	17,000			
(A) 当期収入合計	23,406,000	30,478,000	30,641,000	7,235,000		
繰越金	8,484,000	2,273,006	2,273,006		6,210,994	
前年度繰越金	8,484,000	2,273,006	2,273,006		6,210,994	
前年度繰越金	8,484,000	2,273,006	2,273,006		6,210,994	一般会計R3残2,273,006
(B) 収入合計	31,890,000	32,751,006	32,914,006	1,024,006		

令和4年度 補正収支予算書

支出 一般会計

(単位：円)

科 目	当初予算額	第1回 補正予算額	第2回 補正予算額	比 較		附 記
				増	減	
1 土地改良事業費支出	18,015,000	22,424,000	22,424,000	4,409,000		
維持管理費支出	15,143,000	19,552,000	19,552,000	4,409,000		
臨時雇賃金	1,134,000	1,134,000	1,134,000			
通信運搬費	70,000	70,000	70,000			
消耗什器備品費	300,000	300,000	300,000			
修繕費	7,548,000	10,247,000	10,247,000	2,699,000		流量計7,348,000、 工事1,698,400 災害復旧工事土地改良 区負担300,000、その他 工事(当初100,000+補正 700,000)、 原材料100,000
水道光熱費	5,400,000	7,110,000	7,110,000	1,710,000		施設電気料、軽ダンプ燃料
賃借料	60,000	60,000	60,000			
支払保険料	151,000	151,000	151,000			
支払負担金等	204,000	204,000	204,000			
業務委託費	276,000	276,000	276,000			
適正化事業費支出	93,000	93,000	93,000			
支払負担金等	93,000	93,000	93,000			
適正化事業拠出金支出	2,779,000	2,779,000	2,779,000			
適正化事業拠出金	2,779,000	2,779,000	2,779,000			
2 一般管理費支出	5,133,000	7,817,000	7,817,000	2,684,000		
運営事務費支出	5,023,000	7,686,000	7,686,000	2,663,000		
役員報酬	660,000	660,000	660,000			
給料手当	1,800,000	3,923,000	3,923,000	2,123,000		2名
賞与支払	700,000	840,000	840,000	140,000		2名
福利厚生費	400,000	800,000	800,000	400,000		2名(健康・厚生年金・ 労働保険等事業主負 担、健診)
研修費	200,000	200,000	200,000			
交際費	80,000	80,000	80,000			
選挙費	1,000	1,000	1,000			
総(代)会費	320,000	320,000	320,000			
その他会議費	161,000	161,000	193,000	32,000		理事会・監事会等経費
旅費交通費	260,000	260,000	228,000		32,000	
通信運搬費	50,000	50,000	50,000			
消耗什器備品費	270,000	270,000	270,000			
印刷製本費	30,000	30,000	30,000			
支払手数料	40,000	40,000	40,000			
支払保険料	30,000	30,000	30,000			
支払負担金等	11,000	11,000	11,000			
租税公課	9,000	9,000	9,000			
雑費	1,000	1,000	1,000			
事務所費支出	110,000	131,000	131,000	21,000		
修繕費	49,000	70,000	70,000	21,000		アルト車検
水道光熱費	50,000	50,000	50,000			
賃借料	11,000	11,000	11,000			
3 特定資産積立支出	82,000	82,000	245,000	163,000		
特定資産積立支出	82,000	82,000	245,000	163,000		
財政調整積立資産積立支出	1,000	1,000	1,000			
職員退職給付引当積立資産積立支出	80,000	80,000	80,000			
転用決済金積立資産積立支出	1,000	1,000	164,000	163,000		
4 予備費	176,000	155,000	155,000		21,000	
予備費	176,000	155,000	155,000		21,000	
予備費	176,000	155,000	155,000		21,000	(一般管理/事務所費/修繕費)に 充用
(C) 当期支出合計	23,406,000	30,478,000	30,641,000	7,235,000		
(A)-(C) 当期収支差額	0	0	0			
(B)-(C) 次期繰越収支差額	8,484,000	2,273,006	2,273,006		6,210,994	

議案第 4 号 三春町土地改良区畑地化協力金徴収規程の制定について

三春町土地改良区の地区内の土地につき、水田の畑地化に伴う畑地化協力金の徴収等に関する規程を別紙のとおり定める。

1 制定の内容

別紙のとおり

2 制定理由

現在、国においては、水田の畑地化や畑作物の本作化に推進しており、今後、土地改良区の地区内の土地においても、水田の畑地化が進行することが予想されるため、畑地化協力金の徴収等に関する規程を制定する。

令和 5 年 3 月 2 3 日 提出

三春町土地改良区理事長 坂本 浩之

議案第 4 号 三春町土地改良区畑地化協力金徴収規程の制定について

三春町土地改良区畑地化協力金徴収規程

(適用)

第 1 条 土地改良区の地区内水田の畑地化に伴う畑地化協力金の徴収等については、定款及び規約に別段の定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 前条の畑地化協力金とは、土地改良区の地区内の土地につき、水田を畑地化した場合において、引き続き土地改良区の受益地として取り扱うものの、従前と比較し、かんがい用水や排水等の事業利用が減少する場合に、土地改良区が地区除外決済金と同様の趣旨により、当該事業利用減少分として組合員から徴収する金銭（以下「畑地化協力金」という。）をいう。

(畑地化の通知)

第 3 条 土地改良区の地区内の土地につき、水田を畑地化しようとする組合員は、当該水田の所在を管轄する地域農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 経営第 3569 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 2（2）に規定する地域農業再生協議会をいう。）に畑地化を希望する旨を申告し、当該協議会による調整結果をもって、土地改良区に対し、水田の畑地化を行う旨の通知をするものとする。

(措置)

第 4 条 土地改良区は、前条の通知があったときは、速やかに、その畑地化により土地改良区の事業が受ける影響を調査し、必要があると認める場合には、通知のあった組合員に対し、次に掲げる事項を遵守すべきことを申し入れるものとする。

- 一 土地改良施設の利用を害さないための工事を施行すること。
- 二 土地改良区の事業に支障を生ずる事項について必要な措置をとること。

(畑地化協力金の額の確定)

第 5 条 土地改良区は、第 3 条の規定による通知があったときは、別記基準により畑地化協力金の額を確定するものとする。

(畑地化協力金の徴収)

第 6 条 前条の規定により畑地化協力金の額が確定した場合には、速やかに、賦課金の例により徴収するものとする。

(会計)

第 7 条 前条の協力金は、一般会計で処理する。

【附則】

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

【別記】

畑地化協力金算定基準

1 畑地化協力金の額

畑地化協力金の額は、土地改良区が徴収すべき金銭の額と土地改良区が支払うべき金銭の額の差額とする。

2 畑地化協力金の範囲

(1) 土地改良区が徴収すべき金銭の額

- ① 畑地化時点において土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業に限る。）に係る土地改良施設の耐用年数期間の維持管理費の合計額のうち、畑地化年度以降の自己負担分につき定款の定めるところにより算定する当該土地の負担相当額（畑地化に伴い事業費が減額される場合にあつては、自己負担分のうち当該減額に対応する額を当該算定額から控除して得た額とし、畑地化年度の翌年度以降にあつては、畑地化時点における時価とする。以下同じ。）と畑地化年度以降の自己負担分につき畑地として定款の定めるところにより算定する当該土地の負担相当額との差額
- ② 畑地化時点において国、都道府県又は市町村が行う土地改良事業（維持管理事業に限る。）に係る土地改良施設の耐用年数期間の維持管理費の合計額のうち、畑地化年度以降において土地改良区が負担又は分担すべき額につき定款の定めるところにより算定する当該土地の負担相当額（畑地化に伴い事業費が減額される場合にあつては、土地改良区が負担し、又は分担すべき額のうち、当該減額に対応する額を当該算定額から控除して得た額とし、畑地化年度の翌年度以降にあつては、畑地化時点における時価とする。以下同じ。）と畑地化年度以降において土地改良区が負担し、又は分担すべき額につき畑地として定款の定めるところにより算定する当該土地の負担相当額との差額

(2) 土地改良区が支払うべき金銭の額

過誤納賦課金その他土地改良区が当該組合員に対し支払うべきものとして定款、規約、規程又は総会（総代会）の議決により定められた金銭の額のうち当該土地に係るもの

3 その他

畑地化年度の翌年度以降の負担額の畑地化時点における現価は、法定利率により算定する。

議案第5号 令和5年度賦課金の賦課徴収について

三春町土地改良区定款第27条及び第28条の規定により、下記のとおり賦課徴収する。

令和5年3月23日提出

三春町土地改良区理事長 坂本 浩之

記

1. 経常賦課金

項目/地区	水田A (給水区域)	水田B (給水区域外)	畑A (給水区域普通畑)	畑B (給水区域ハウス等)	畑C (給水区域外)	計
賦課基準(10a)	6,840円	720円	1,440円	4,320円	720円	
賦課面積	835,778.35㎡	10,756.00㎡	3,045,907.35㎡	13,630.20㎡	12,194.00㎡	3,918,265.90㎡
賦課額	5,716,724円	7,744円	4,386,107円	58,882円	8,780円	10,178,237円
徴収期日	賦課期日 令和5年5月25日(木)					
	納入期日 令和5年6月30日(金)					
徴収方法	口座振替、または現金払いとする。					
過怠金の徴収方法	定款第34条の規定に基づき土地改良区が徴収する。					

※ 賦課面積については変更が生じる場合があるため、賦課額の変更があり得るものとする。

※ 水田B(給水区域外)とは、大字西方字向山地内及び大字鷹巣字玉ノ沢地内の一部の水田が対象である。

※ 畑C(給水区域外)とは、大字西方字向山地内の畑が対象である。

※ 農業用ハウス等の賦課基準面積は実面積とし、残面積は普通畑として賦課するものとする。

議案第6号 令和5年度決済金の賦課徴収について

令和5年度地区除外等に係る決済金の賦課徴収について

三春町土地改良区地区除外等処理規程第6条の規定により、別記決済金算定基準に基づき賦課徴収する。

令和5年3月23日提出

三春町土地改良区理事長 坂本 浩之

記

1 決済金算定基礎

① 令和3年度維持管理費決算額	10,212,450円
② 同上賦課面積	3,925,249㎡
a 各年の負担額(①÷②)	2,602円/10a
n 土地改良施設の耐用年数	23年
r 決済金の運用利率	0.01%
A 決済金単価	59,774円/10a

2 算定書式

$$\text{決済金(A)} = \text{年間負担額(a)} \times \frac{1 - \frac{1}{(1 + \text{積立金利率}(r))^{\text{耐用年数}(n)}}}{\text{積立金利率}(r)}$$

- 3 徴収期日 賦課期日 地区除外確定後土地改良区が指定する日
納入期日 土地改良区が指定する日

- 4 過怠金 定款第37条の規定により徴収する

議案第7号 令和5年度畑地化協力金徴収について

令和5年度畑地化協力金徴収について

三春町土地改良区畑地化協力金徴収規程第6条により、別記畑地化協力金算定基準に基づき徴収する。

令和5年3月23日提出

三春町土地改良区理事長 坂本 浩之

記

1 協力金算定基準

① 経常賦課金 水田 A	6,840円 (10a)
② 経常賦課金 畑 A	1,440円 (10a)
a 各年度の負担額 (①-②)	5,400円 (10a)
n 土地改良施設の耐用年数	23年
r 決済金の運用利率	0.01%
A 決済金単価	124,051円/10a

2 算定書式

$$\text{決済金(A)} = \text{年間負担額(a)} \times \frac{1 - \frac{1}{(1 + \text{積立金利率}(r))^{\text{耐用年数}(n)}}}{\text{積立金利率}(r)}$$

- 3 徴収期日 畑地化確定後土地改良区が指定する日
納入期日 土地改良区が指定する日

- 4 過怠金 定款第37条の規定により徴収する

議案第8号 令和5年度一般会計予算について

令和5年度一般会計予算を下記のとおり定める。

令和5年3月23日提出

三春町土地改良区理事長 坂本 浩之

令和5年度 収支予算書

収入

(単位：円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較		附 記
			増	減	
1 土地改良事業収入	13,254,000	11,279,000	1,975,000		
經常賦課金収入	10,178,000	8,485,000	1,693,000		
經常賦課金収入	10,178,000	8,485,000	1,693,000		
転用決済金収入	1,000	164,000		163,000	
転用決済金収入	1,000	164,000		163,000	
畑地化協力金収入	1,000		1,000		
畑地化協力金収入	1,000		1,000		
負担金収入	3,074,000	2,630,000	444,000		
負担金収入	3,074,000	2,630,000	444,000		
2 附帯事業収入	17,000	17,000			
他目的使用料収入	16,000	16,000			
他目的使用料収入	16,000	16,000			電柱敷地料
手数料収入	1,000	1,000			
手数料収入	1,000	1,000			
3 特定資産運用収入	1,000	1,000			
特定資産利息収入	1,000	1,000			
特定資産利息収入	1,000	1,000			
4 補助金等収入	27,609,000	9,616,000	17,993,000		
補助金収入	18,500,000		18,500,000		
補助金収入	18,500,000		18,500,000		水利施設等機能保全高度化事業
助成金等収入	9,109,000	9,616,000		507,000	
助成金等収入	9,109,000	9,616,000		507,000	町補助金(人件費、適正化1/2)
5 寄附金収入	1,000	1,000			
寄付金収入	1,000	1,000			
寄付金	1,000	1,000			
6 雑収入	253,000	213,000	40,000		
受取利息配当金収入	2,000	2,000			
受取利息	1,000	1,000			
受取配当金	1,000	1,000			
過年度収入	250,000	210,000	40,000		
長期經常賦課金	10,000	100,000		90,000	
長期特別賦課金	240,000	110,000	130,000		
過怠金収入	1,000	1,000			
過怠金収入	1,000	1,000			
7 特定資産取崩収入	8,161,000	9,514,000		1,353,000	
特定資産取崩収入	8,161,000	9,514,000		1,353,000	
財政調整積立資産取崩収入	8,136,000	9,496,000		1,360,000	
職員退職給付引当積立資産取崩収入	1,000	1,000			
転用決済金積立資産取崩収入	24,000	17,000	7,000		
(A) 当期収入合計	49,296,000	30,641,000	18,655,000		
繰越金	2,300,000	2,273,006	26,994		
前年度繰越金	2,300,000	2,273,006	26,994		
前年度繰越金	2,300,000	2,273,006	26,994		
(B) 収入合計	51,596,000	32,914,006	18,681,994		

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較		附 記
			増	減	
1 土地改良事業費支出	38,789,000	22,424,000	16,365,000		
維持管理費支出	15,867,000	19,552,000		3,685,000	
臨時雇賃金	1,134,000	1,134,000			維持管理専従員
福利厚生費	200,000		200,000		〃(支払負担金等より分ける)
旅費交通費	30,000		30,000		
通信運搬費	10,000	70,000		60,000	
消耗什器備品費	200,000	300,000		100,000	
修繕費	3,000,000	10,247,000		7,247,000	修繕工事、修繕原材料、軽ダンプ車検
水道光熱費	10,800,000	7,110,000	3,690,000		電気料、軽ダンプ燃料
賃借料	40,000	60,000		20,000	
支払保険料	151,000	151,000			
支払負担金等	26,000	204,000		178,000	積算システム
業務委託費	276,000	276,000			電気設備保守委託
適正化事業費支出	143,000	93,000	50,000		
支払負担金等	143,000	93,000	50,000		適正化事業事務費
適正化事業拠出金支出	4,279,000	2,779,000	1,500,000		
適正化事業拠出金	4,279,000	2,779,000	1,500,000		適正化事業費積立
その他事業費支出	18,500,000		18,500,000		
調査費	18,500,000		18,500,000		水利施設等機能保全高度化事業
2 一般管理費支出	10,115,000	7,817,000	2,298,000		
運営事務費支出	10,005,000	7,686,000	2,319,000		
役員報酬	660,000	660,000			
給料手当	5,540,000	3,923,000	1,617,000		
賞与支払	1,380,000	840,000	540,000		
福利厚生費	1,140,000	800,000	340,000		
研修費	200,000	200,000			
交際費	80,000	80,000			慶弔
選挙費	1,000	1,000			
総(代)会費	190,000	320,000		130,000	1回
その他会議費	193,000	193,000			理事会、監事会
旅費交通費	200,000	228,000		28,000	
通信運搬費	50,000	50,000			切手
消耗什器備品費	270,000	270,000			
印刷製本費	30,000	30,000			
支払手数料	20,000	40,000		20,000	JA自動振替手数料
支払保険料	30,000	30,000			
支払負担金等	11,000	11,000			県土地連一般賦課金
租税公課	9,000	9,000			軽自動車税(2台)
雑費	1,000	1,000			
事務所費支出	110,000	131,000		21,000	
修繕費	49,000	70,000		21,000	
水道光熱費	50,000	50,000			軽バン燃料
賃借料	11,000	11,000			コピー機再リース料
3 特定資産積立支出	216,000	245,000		29,000	
特定資産積立支出	216,000	245,000		29,000	
財政調整積立資産積立支出	1,000	1,000			
職員退職給付引当積立資産積立支出	214,000	80,000	134,000		
転用決済金積立資産積立支出	1,000	164,000		163,000	
4 予備費	176,000	155,000	21,000		
予備費	176,000	155,000	21,000		
予備費	176,000	155,000	21,000		
(C) 当期支出合計	49,296,000	30,641,000	18,655,000		
(A)-(C) 当期収支差額	0	0			
(B)-(C) 次期繰越収支差額	2,300,000	2,273,006	26,994		

(注) 目間の流用、及び予備費の充用は理事長の専決とする。

議案第9号 令和5年度一般会計の一時借入について

令和5年度一般会計運営事務費に充当するため、必要に応じ下記により一時借入金の借入をすることができるものとする。

記

- | | | |
|---|-------|-------------------|
| 1 | 借入資金名 | 一般会計事務運営資金 |
| 2 | 借入先 | 福島さくら農業協同組合 |
| 3 | 借入限度額 | 金20,000,000円以内 |
| 4 | 借入利率 | 5%以内 |
| 5 | 償還方法 | 経常賦課金、償還賦課金及び町補助金 |

令和5年3月23日提出

三春町土地改良区理事長 坂本 浩之

議案第10号 歳計現金預入先について

令和5年度三春町土地改良区が保管する歳計現金の預入先を下記のとおりとする。

記

- | | | |
|---|----------|-----------------------------|
| 1 | 預入先金融機関名 | 福島さくら農業協同組合三春支店
東邦銀行三春支店 |
|---|----------|-----------------------------|

令和5年3月23日提出

三春町土地改良区理事長 坂本 浩之

三春町土地改良区総代名簿

任期 R3. 6. 30～R7. 6. 29

地区	氏名							
過 足	山川 和明	柳沼 憲一	上石 耕一	過足 明治	村上 正幸			
西 方	千葉 昌宏	千葉 朝雪	府中 久男					
斎 藤	浦山 広一	佐々木義勝	宗形 栄	過足 好一	宗形 一夫			
沼 沢	佐藤 守男	松崎 吉文	佐藤 和典					
鷹 巣	影山 勝雄	橋本 寛	影山 信也	橋本 清	橋本 和彦			
	鈴木 史典	影山 忠行	山口 泰和	佐久間喜代治	橋本 敏雄			
貝 山	渡邊 功一	渡邊 秀利	影山 重徳	黒羽 政美	我妻 良則			
	渡辺 真一	大内 俊昌						
込 木	松崎 長市	佐藤 芳吉	渡邊 英夫	佐藤 勇				
滝	橋本 仁一	橋本 藤雄	橋本 昇	橋本 清				
柴 原	宗像 寿好	村上 信一						
樋 渡	白岩 義男	白岩 喜義						
根本・蛇石	柳沼 保寿	近内 徳美	近内 喜隆					
狐 田	影山 隆喜	三本木寿栄						

三春町土地改良区役員名簿

任期 R3. 7. 26～R7. 7. 25

職名	氏名	地区
理事長	坂本 浩之	(員外)
副理事長	小松 茂行	滝
会計担当理事	佐久間千佳	鷹 巣
庶務担当理事	壁巢 幸弥	西 方
右岸水利調整担当理事	坂上 政一	沼 沢
左岸水利調整担当理事	過足 勝一	過 足
理 事	渡辺 倫良	斎 藤
理 事	渡邊 晃秀	貝 山
理 事	武田 政市	込 木
理 事	渡邊 重吉	柴 原
理 事	橋本 邦夫	樋 渡
理 事	近内 國男	根本・蛇石
理 事	影山 久平	狐 田
総括監事	柳沼 学	鷹 巣
監 事	大内 大利	貝 山
監 事	嶋原 実	(員外)

三春町土地改良区事務局名簿

職名	氏名
事務局長	渡辺 浩志
主任主査	宗像 哲志
主 査	伊藤 崇文
事 務 員	土棚 容子
維持管理業務専従員	遠藤 毅

事務所所在地

〒963-7796

福島県田村郡三春町字大町1番地の2

三春町役場 2階

電話 0247-73-8600 (直通)

電話 0247-62-2111 (三春町役場代表)

FAX 0247-61-1110 (三春町役場)

組合員各位

給水実施期間のお知らせ

給水開始日 令和5年 **4月10日(月)**

給水停止日 令和5年 **10月13日(金)**※

※9月以降給水の必要のない地区（田だけに使用している地区）においては、節水の為
8月31日(木)ファームポンドの流出弁を閉めさせていただきます。

【水利用の注意点】

●計画的な水の使用を心がけましょう。

特に5月の連休は注意してください。

国の取水許可水量があるため、超過する可能性があるときは通水を休止せざるを得ない場合があります。そうならないよう調整しておりますが、皆様のご協力をお願いします。また、一斉に水を使用しますと、水の出にくい地区が出てきます。地域で協力し合って使用してください。

●給水栓の閉め忘れは絶対ダメ！！

夜間給水は管理が不十分で垂れ流しになるため行わないでください。
日中もこまめに給水栓を操作し、水を大切に使いましょう。

●無駄な水を出さないようにしましょう。

電気使用量（料金）の増加が見込まれます。無駄な水は必要のない支出につながり、経常賦課金に影響します。

◎ 組合員の皆様のご協力をお願いいたします。